第 39 回滋賀県社会福祉学会 記念論文 滋賀社会福祉研究第 23 号

災害時における福祉施設のマネジメント

びわこ学院大学教育福祉学部 教授 烏野猛

はじめに

3年ほど前、「予測できる災害についての『予見可能性』に関する考察一宮城県山元町立保育所の裁判事例からみた「予見可能性」の把握と程度―」という拙論を、びわこ学院大学外部連携研究センター年報第4号(2018年)に投稿した。またその前には、「予測できる災害についての『避難』に関する考察―『避難』を争点とした津波事故裁判の比較研究から―」という拙論を、びわこ学院大学研究紀要第6号(2015年)に投稿した。

いずれも、東日本大震災による津波事故の裁判事例を素材に、大規模災害の発生後、被 災するまでの「予見可能性」について考察したものであった。とくに東日本大震災時の津 波によって災害弱者と考えられる保育園児や幼稚園児等が犠牲となった裁判の経緯から、 予測できたかも知れない災害についての「予見可能性」に対する行為準則を含めた考察を 行ったものである。

これまで、地震や噴火といった予測できない自然災害に対して、豪雨や暴風をともなう台風や大雪等は、気象報道等により予測可能と考えられてきた。しかし、昨年2020年7月上旬熊本県南部の大豪雨(令和2年7月豪雨と命名)に関しては、7月3日(金)の夕方時点で福岡管区気象台は、熊本県内の翌4日(土)18時までの24時間雨量予測を「多いところで200mm」と発表。熊本県を含めた九州地方でいえば、台風の通り道であることから、200mm程度の雨であれば日常茶飯事なこと。「一多いところで200mmの雨」という予報であったものの、14名の高齢者が亡くなった人吉市球磨村にある特別養護老人ホーム「千寿園」周辺では、489mmという予報の2.5倍以上の降雨を記録した。

昨今の自然災害は、「進化している」との表現が相応しいほど、我々にとってその発生 時期や規模、被害想定に到るまで、予測不可能なものになっているといえよう。

最近よく耳にする「特別警報」は、平成25年8月30日から気象庁によって運用され、「概ね50年に一度」程度の大きな災害に伴う注意とされてきた。しかし、この「50年に一度」といわれる「特別警報」が、この7年ほどの間に16回発令されているわけである。言い換えるなら、800年間で人が経験する大きな自然災害を、我々は10年も経たない間に体験している、という計算になる。

つまり、我々にとって自然災害は、予測や予知できるものではなく、また食い止めることなど甚だ難しく、ただやり過ごすのを待つしかない、といったところであろう。

しかし、ただやり過ごすのを待つだけでは、子どもや障がいを持つ者、そして高齢者といった避難弱者¹を預かる福祉施設の職員に対しては、無責任でしかない。では、介護や福

祉の現幅で働く職員にとって、避難弱者でもある彼らをどう守るのか、その責任²はどこに あるのかについて、以下、本論文のタイトルである「災害時における福祉施設のマネジメ ント」に引きつけて、整理を試みたい。

第1章 大川小学校をめぐる裁判事例から

いまから 10 年前の 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の津波により、宮城県石 巻市にある石巻市立大川小学校では、校庭にいた 78 名中 74 名の児童と、11 名中 10 名の 教員が亡くなった。

そもそも大川小学校は、付近の大川地区の避難所として位置づけられ、当時有効であった 2004 年に宮城県が策定した第3次地震被害想定調査による津波浸水域予想でも、津波が到達しない場所として考えられてきた。しかし、同じような条件下でも釜石市の小中学校や、同じ石巻市内にある小学校では児童が無事であったことから、なぜ、大川小学校だけが、戦後最悪の事態にまで到ったのか、関係者による説明が求められる事件であった。

しかし、大川小学校での児童、教師の生存者が極めて少ないことや、管轄する石巻市教育委員会による説明が十分とはいえなかったことから、翌年の2012年、第三者検証委員会が設置され、2014年に『大川小学校事故検証報告書(最終)³』が石巻市に提出された。だが、遺族共にこの最終報告書では事件の真相が分からない、として結局提訴という形で真相の究明と責任の所在が裁判という場で争われることになった。

第1節 一審(仙台地裁)・二審(仙台髙裁)の結論

争点は多岐にわたるが、一審の仙台地方裁判所(2016年10月26日判決)は、「一教職員らは津波の7分ほど前に、学校近くで津波襲来の可能性や高台避難を市の広報車が訴えていたのに、高台に児童らを避難させる義務を怠った。」と学校側の過失を認定し、23人の遺族に対し石巻市と宮城県とが約14億円の支払いを命じる判決を下した。

その後、遺族側、石巻市と宮城県側の双方がそれぞれに控訴した二審の仙台高等裁判所(2018年4月26日)では、大川小学校付近の津波ハザードマップでは、大川小学校が予想浸水区域外であるにもかかわらず、「広大な流域面積を有する北上川の近くにあり、津波の襲来は十分に予見できた」と認定し、学校長ら管理責任者は、児童の安全を確保するうえで「地域住民よりはるかに高いレベルの知識と経験が求められる」、「教師らは独自にハザードマップの信頼性を検討すべきだった。」と指摘。さらに、震災1年前の2010年4月に改定した危機管理マニュアルに、「一具体的な津波からの避難場所として学校の裏山を指定し、避難方法などを決める必要があったのに、それを怠り、児童らが津波に巻き込まれた。」と判示。そして石巻市教育委員会に対しては、マニュアルの是正を指導

する義務を怠った、とも指摘した。これに対して、石巻市と宮城県は最高裁へ上 告。

結果、最高裁判所(2019年10月10日)は上告を棄却し、二審の仙台高裁判決が確定した。

第2節 一審(仙台地裁)・二審(仙台高裁)の争点の違い

結論としては、一審・二審とも遺族側が勝訴し、石巻市と宮城県が遺族らへ賠償するという結果となったが、地裁と高裁とでは争点が大きく異なり、とくに上告が棄却され高裁判決が確定したことから、その内容が今後の前例ともリーディングケースとも目されるため、それら争点の違いを明らかにしたい。

一審の仙台地方裁判所では、津波が押し寄せる7分ほど前に、「一市の広報車が、津波が沿岸の松林を超えてきていることを告げた時点で危険は予測できた。」とし、また地震直後から50分にわたって児童を校庭に集合・止め置き、避難が遅れたことから、「発災直後の対応の不十分さ」を重視した判決内容となっている。

それに対し二審の仙台高等裁判所は、ハザードマップの予測には誤差がある、とした上で「校長らは地元の人よりもはるかに高い知識や経験が必要だ。」と判示し、「学校の危機管理マニュアルを改定して備えを充実すべきだった。」と、「発災前の備え」言い換えるなら事前防災や防災対策に重きを置いた判決内容となっている。

一審、二審の判決内容の違い、とくに仙台高等裁判所が判示した二審判決の「事前防災」という発想から過失責任を問い、賠償を命じた判決は初めてであることから、今後の教育現場だけではなく、介護や福祉施設の現場においても同様の視点からの準備が求められることは明らかである。この二審判決を受けて、当の学校現場では教育委員会だけではなく教員らにも、専門家並みの防災の知識を持つことであるだとか、学校現場に過度な義務を課すものであるだとか、といった意見が多くあり、石巻市や宮城県は上告し最高裁判所に最終的な判断を委ねる流れとなった。その結果、上告棄却という審判が最高裁で下されたことから、教育関係者に動揺が走ったことは想像できる。これは何も教育関係者だけではなく、介護や福祉の現場で働く者に対しても、同じような衝撃を与えるものとなった。基本的に介護施設や福祉施設は、入居(入所)の形態を採っていることから、学校等のように自宅から学校までの通学という通所の形態を採ってはいない。しかし、介護や福祉の事業所には、併設するような形でデイサービスといっ

たような通所事業や、障がい者領域でいえば作業所といった通所形態を採る事業 も多く存在する。福祉施設である保育所においては、言わずもがなであろう。

最高裁判所は、二審の結論を支持。市県の上告を棄却しただけで、教育現場に おける職権上の判断等、今後における具体的な防災指針を示さずに最終判断を下 したことによって、より具体的・現実的な「事前防災」への取り組みに関して は、個々の事業者への取り組みや判断に丸投げされたような結果となった。

次章では介護や福祉現場での大規模災害対策について整理したい。

第2章 大規模災害への取り組みと法制度の概要

第1節 東日本大震災以降の自然災害とそれへの取り組み

東日本大震災以降、堰を切ったように我が国では大規模な災害に襲われ続けた。10年前に宮城県沖での大地震、それに伴う大津波による甚大な被災が、東日本大震災とすれば、大きなもので言うと7年前の2014年、広島市での土砂災害(平成26年8月豪雨)、翌2015年には茨城県常総市を襲った大水害(平成27年9月関東・東北豪雨)、翌2016年には熊本地震(平成28年熊本地震)、翌2017年には九州北部の朝倉市を襲った大豪雨(平成29年7月九州北部豪雨)、翌2018年には西日本大豪雨(平成30年7月豪雨)に北海道胆振東部地震(平成30年北海道胆振東部地震)、翌2019年には長野県・千葉県・福島県に甚大な被害を及ぼした連続した巨大台風(令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風)、そして昨年2020年には熊本県南部での大水害(令和2年7月豪雨)。

ここ 10 年以内に発生した大規模災害を列記したが、東日本大震災後、政府においても 災害対策基本法を毎年のように改正し、大きな自然災害に対応するための準備を整えてき た。

第2節 水防法・土砂災害防止法の改正

大規模災害の襲来に備え、福祉施設においては2017年(平成29年)6月19日に改正された「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るための「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正がより重要な視点となる。

水防法・土砂災害防止法の改正ポイントとしては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内 にある要配慮者が利用する施設の管理者は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施、その 届けが義務となった。

ここでいう要配慮者とは、上記でも述べた避難弱者と同様、子どもや障がいを有する者、高齢者等を指し、彼らが「入居(入所)」ではなく、「利用」する施設がその対象となる。要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であることから、社会福祉施設でいえば、保育所をはじめとする児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等を指し、学校でいえば幼稚園から高

等専門学校まで、医療施設では診療所から病院までも含むものである。

この法律で義務化された「避難確保計画」や「避難訓練」に関しては、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設整備、防災教育及び訓練の実施を意味している。

第3章 社会福祉施設における大規模災害への対応

第1節 金曜日からの夜勤帯に大規模災害の襲来を受けたとしたら

筆者は、ここ 10 年間に発生した被災地すべてを訪問し、聞き取り調査を実施してきた。そして主な対策のみを別紙 1 「最新大規模災害対応表」として文末の一覧表にまとめたが、福祉施設における重要なものに絞って以下に整理したい。

この50年間における大規模災害の発生に関しては、曜日でいえば土日の発生が確率的に高く、そのなかでも福祉施設でいうところの「夜勤帯」、言い換えるなら深夜から朝方に集中している。主なものだけを列記すると次のようになる。

- ・1995年「阪神・淡路大震災」では、火曜日だったが、午前5時46分。
- ・2004年「新潟県中越地震」では、土曜日の午後5時56分。
- ・2007年「能登半島地震」では、日曜日の午前9時41分。
- ・2007年「新潟県中越沖地震」では、祝日の午前10時13分。
- ・2014年「広島市土砂災害」では、水曜日であったが8月19日の夜から20日明け方。
- ・2016年「熊本地震」では、本震が土曜日の午前1時25分。
- ・2018年「西日本大豪雨」では、土曜・日曜日の午前1~3時。
- ・2018年「北海道胆振東部地震」では、木曜日だったが、午前3時7分。
- ・2019年台風15号による千葉県・市の大停電は、日曜日の午後10時頃。
- ・2019年台風19号は、10月三連休の土日。
- ・2020年「熊本県南部豪雨」では、球磨川決壊が土曜日の午前3時から5時の明け方。

このようなことから、福祉施設における最大のリスクは、「金曜日からの夜勤帯に大規模災害の襲来を受け、3日間以上の停電と断水が発生した場合、いまの備えとマニュアルで、どう対応できるか…?」という問いかけである。

福祉施設におけるこれまでの避難訓練や、防災マニュアル(危機管理マニュアル等)は、各自治体による監査や実地指導等、ならびに施設の運営基準等で必要であった消防法に基づく火事を想定した防火訓練が主であった。しかし、上記でも触れた 2017 年(平成29 年)から義務化された土砂災害防止法等によって、これまでの消防法にもとづく火災訓練や火事を想定した防災マニュアルではなく、昨今多発する豪雨に伴う土砂災害・水害への備えが必要となった。

その際の対策の詳細については、文末の「最新大規模災害対応表」を参照頂ければと思うが、上述した福祉施設における最大のリスクである、「金曜日からの夜勤帯に大規模災害の

襲来を受け、3日間以上の停電と断水が発生した場合、いまの備えとマニュアルで、どう対応できるか…?」について、介護職、看護職、調理員や事務職といった職種別にみた「3日間の停電と断水」からくるリスクを列記すると以下のようになる。

[介護領域]

- ・食事 … エレベーター停止による配膳の機能不全
- ・入浴 … ボイラー停止による入浴不可
- ・排泄 … 浄化槽の停止、給水停止によるトイレ不可
- 記録 … パソコン類停止
- ・情報連絡 … テレビ、ラジオ、パソコン、スマホ停止、内線、PHS 停止
- ・見守り … ナースコール停止、センサーマット停止、全照明停止
- ・褥瘡 … エアマット停止
- ・ベッド … 電動ギャッジベッド機能停止
- 洗濯 … 洗濯機停止
- ・移乗 … 移乗用リフト停止
- ・避難 … エレベーター停止による垂直移動が不可能

「看護領域〕

- ・患者情報、記録 … 電子カルテ停止
- ・薬剤管理 … 処方箋発行、薬局へのファックス停止
- ・見守り … ナースコール機能停止、センサーマット機能停止
- •連絡 … 内線、PHS 停止
- ・消毒 … オートクレーブ停止
- ・冷却 … 冷蔵・冷凍庫機能停止

[調理領域]

- ・食品保冷庫 … 冷蔵・冷凍庫機能停止
- ・食材下処理 … フードカッター停止
- ・調理 … スチームコンベクション停止
- ・配膳 … エレベーター停止

[<u>事務領域</u>]

- ・請求、支払い、労務管理 … パソコン、施設内 LAN 機能停止
- ・物品 … 電話・ファックス等停止で受発注不可能

筆者もこれまで、落雷や豪雪による 24 時間程度の停電や断水を想定し、それへの備えを各福祉施設に対し要求していた節があった。逆に、3 日間の停電や断水に備えることが、これまでの例で言うとあまり現実的ではなく、3 日分の防災備蓄食品や飲料水の保管場所等の問題が次のネックとなったことも関係しているように思われる。しかし、2018 年 7 月の西日本豪雨災害、その 2 ヶ月後の北海道胆振東部地震、2019 年 9~10 月の台風 15 号~19 号

の令和元年房総半島台風と東日本台風だけをみても、3日間以上の停電と断水に見舞われたわけである。非常時が日常化したいま、上記のような状態が最低でも3日間続くことを前提とした「備え」が必要である。

第2節 福祉施設において、3日間を耐えることの意味

福祉施設においては、独自に3日間の停電と断水を想定した利用者への支援を継続する必要がある。「一なぜ、3日間なのか…?」

大規模災害時、医師や看護師等を被災地に派遣する災害派遣医療チーム DMAT (Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとっての略称)は、聞きなれた言葉になっているが、その福祉版である災害派遣福祉チーム DCAT (Disaster Care Assistance Team)についても、これまで各都道府県をはじめとした自治体レベルで育成されてきた。筆者も、各自治体の災害派遣福祉チームのスタッフ養成だけではなく、全国1万事業所以上の特別養護老人ホームを束ねる全国老人福祉施設協議会からの要請で、全国会員施設の職員に対し、発災から3日間の備えと4日目以降の対応について、毎年のように養成し続けてきた。被災地調査と、DCATの養成にかかわった者として、上記の質問であった「一なぜ、3日間なのか…?」

DMATであれDCATであれ、被災地に赴くことができるのが4日目の朝を想定しているからである。災害派遣に赴くメンバーといえ、誰を選出しどのルートで向かうのか、また何を持っていき、何日間の滞在なのか、被災地のどこに泊まり、被災地のどこに応援として駆けつけるのか、派遣を受け入れる福祉施設や自治体等関係機関との連絡調整が必要となる。そして、災害派遣のメンバーは、それぞれに所属する福祉施設の職員でもあるため、災害派遣のために抜けたその人員を、施設内でどうカバーするのか、諸々の課題を調整したうえでの応援派遣となることから、3日程度の時間を調整のために費やすことになる。ましてや昨年からのコロナ禍の状態では、派遣スタッフとして向かう者、彼らを受け入れる被災地でのスタッフ間で感染拡大へのリスクも軽減しながらの調整は難航を極める。よって、それらをクリアしての被災地到着は、いかに迅速に対応できたとしても4日目の朝ということになる。

逆に言えば、大規模災害によって被災したエリアの福祉施設では、まわりの道路等のインフラ類も崩壊していることから、3日間は自法人自施設だけで対応しなけれはばならないことを意味する。頼ることができるのは、交通路等が寸断されたなか、地域住民のみというのが実態である。

福祉施設は、一般的に二次避難所である福祉避難所としての機能を期待されていることを考え合わせると、当然のことながら、停電・断水状態下での3日間程度の「備え」が必要となってくることは間違いがないことである。

第3節 コロナ禍における大規模災害への対応と、福祉施設の取り組み

大規模災害時、被災地では次のような対応が求められるケースも多くある。

被災した福祉施設から、「10人の利用者を一定期間受け入れて欲しい」という訴えである。同じ被災地内であったとしても、被害の状況は地理的リスクによって異なるため、被害が甚大な事業所と、最小の被害で済んだところが存在する。その場合、同じ被災地内で、利用者の受け入れ(預かる)要請が発生する。

これは、大規模災害時における場合だけではなく、昨年からの新型ウィルス感染症等で、クラスターが発生したような場合においても、同じような形態での利用者の受け入れ問題が生ずる⁴。

利用者を「送り出す福祉施設側」と「受け入れる福祉施設側」とで、考えておくべき点だけを列記すると以下のようになる。

〈送り出す福祉施設側(受け入れてもらう側)〉 …被災施設

- ・利用者に同伴する職員の有無 (同伴の場合、職員の食事・滞在場所の確認)
- 利用者のフェイスシート

(氏名、住所、年齢、血液型、要介護度、服薬、咀嚼、特記事項…)

〈受け入れる福祉施設側〉 …被災しなかった施設

・職員が同伴の場合と、利用者のみ、の場合とでは異なる

(同伴の場合の職員の食事・滞在場所の確認)

- ・誰が、車何台で、どうやって向かうか…?
- ・誰を窓口にするか…? (ほぼ毎日いる職員)
- ・どこの部屋で、何を使ってもらうか…? (紙オムツ、ごみ箱、備品の所在…) (多床室型施設とユニット型施設とでは異なるが、ゾーニングの方法や必要なものは?)

これら上記の問題設定は、大規模災害時における利用者の「受け入れ」課題だけではなく、コロナ禍における対応と酷似した対応が求められる。以下のような問いかけについてである。

「勤務している福祉施設内の入居者2名から、数日前から熱があり、味覚も感じなくなっていると、職員に対して相談があったとしたら…?」

この問いかけは、入居者だけではなく、「そこで働く職員からの訴え」と置き換えてみることもできる。この場合においても、1法人多施設の場合と、1法人1施設の場合とでは「感染している入居者」、あるいは「感染していない入居者」の受け入れ方法も異なるであろうし、また上記と同様、多床室型の福祉施設と、ユニット型の福祉施設とではゾーニングの仕方に異なる工夫が求められるであろう。

ちょうど、本論文を書き進めていた昨年末、新型コロナウィルス感染症の第3波をうけて、老人保健施設ではあったが高齢者施設の利用者が陽性と診断されたにもかかわらず、 医療現場の病床飽和の状態により、10日以上もの期間、施設内での待機を強いられている 現状が報道された。これからも第3波、第4波にくわえ、変異したウィルスの登場によっ て、with コロナの状況が続くことを考え合わせると、コロナ禍における感染した利用者等への対応やその対策は、災害時における利用者の受け入れ要請の対応と非常に酷似している。

おわりに

令和3年度の介護報酬改定に伴い、新型コロナウィルス感染症等や災害を踏まえたBCP(事業継続計画)の策定が、全介護サービス事業所において運営基準上の義務化となった。従来から災害時における事業継続計画(BCP)は、一般企業及び病院や福祉施設等において義務化の流れとして進んでいた。だが、今回に関しては新型コロナウィルスの感染症対策を、「災害」とみなし、大規模災害時と同様、コロナウィルスによるクラスター等が発生したとしても、避難弱者を守るべく事業の閉鎖や廃止に到るのではなく、何があろうとも事業を継続し福祉施設等の利用者を守る、という方針が出されたことに政府の強い危機感が窺える。

防災領域でいえば、昨年の2020年7月の熊本県南部を襲った球磨川の決壊に伴う大惨事を受けて、約7万8千の事業所に義務づけられていた避難確保計画の実施状況が45%と半数にも満たない現状を鑑み、毎年のように襲来する大規模な自然災害や、新種の疫病等にも対応するようにとの指針にもみえる。

はじめに、でも述べたように、ただやり過ごすしかできない自然災害にあって、私たちは本当に無力以外の何物でもないが、避難弱者を守るうえでも、大川小学校裁判で明らかになった「事前防災」という視点からの防災対策は無意味なことではなく、事業継続計画を図るうえにおいても、発災直後の初動対応だけではなく、「事前の備え」への重要性が、今後ますますクローズアップされてくるであろう。

予測できる災害などはなく、災害は年々進化していることから、我々に免疫や抗体を作らせる余裕すら与えはしない。これはまるで2020年の昨年からパンデミック状態となった新型ウィルスの感染拡大と同じようでもある。

しかし、我々はそれらに打ち勝たなければならないのである。

[参考文献]

- ・烏野猛「介護契約と責任の所在に関する一考察-介護事故をめぐる裁判事例を手がかりにして-」びわこ学院大学研究紀要第 11 号、2019 年。
- ・烏野猛「責任無能力者をめぐる家族責任についての序論―仙台地判平成27年3月26日 事件番号平成24年(ワ)486と、最高裁平成26年(受)第1434号第1435号同28年3月1日 第三小法廷判決との比較から―」びわこ学院大学研究紀要第10号、2018年。
- ・鳥野猛「予測できる災害についての「予見可能性」に関する考察―宮城県山元町立保育 所の裁判事例からみた「予見可能性」の把握と程度―」びわこ学院大学外部連携研究セン

ター年報第4号、2017年度。

- ・烏野猛「大規模災害等の非常時おける避難弱者を守る義務―大規模災害時において『預かる側』である事業所が果たすべき責任について―」びわこ学院大学研究紀要第8号、2016年。
- ・烏野猛「認知症高齢者をめぐる不法行為と家族責任―高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について―」びわこ学院大学研究紀要第7号、2015年。

¹ 一般的には、災害対策基本法第8条に明記されている避難行動に支援が必要な災害弱者を指し、防災行政上では、要配慮者と言われることもあるが、ここでは、相川祐里奈『避難弱者:あの日、福島原発間近の老人ホームで何が起きたのか?』(東洋経済新聞社、2013年)で提起された「避難弱者」という表現をを用いる。

² 災害時における施設や職員における責任論については拙論、鳥野猛「大規模災害等の非常時おける避難 弱者を守る義務―大規模災害時において『預かる側』である事業所が果たすべき責任について―」びわこ 学院大学研究紀要第8号、2016年。鳥野猛「認知症高齢者をめぐる不法行為と家族責任―高齢者施設に 入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について―」びわこ学院大学研究紀要 第7号、2015年を参照されたい。

³ 大川小学校事故検証委員会『大川小学校事故検証報告書』平成26年(2014年)2月。

⁴ 福島県老人福祉施設協議会作成「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業スキーム」別紙2

最新大規模災害対応表 2021.1 月時点

災害 種別	予測	インフラ類	現象	対策
台風(大雨・津波)	可(不可)	停電•断水	河川決壊・土砂崩れを想定 ● 増水等よる電源設備崩壊での停電 ● 水道管破損による浄水場浸水での断水 ✓ エレベータ使用不能 ✓ 空調関係不能(エアコン等) ✓ 上層階からの浸水 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ オャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 耐房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Faxでの受発注不能	 ● 食事提供時間の変更(夕食は早めの時間に) 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう) ● 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 トイレは、紙と排泄物とを分けて処理(詰まるため) 浸水は1階からだが、暴風雨の場合、上層階から浸水する。窓サッシやドアの隙間を古新聞等で詰める厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 ■ 職員車・公用車の燃料満タン(エアコン、移動、電源確保) ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認3分の献立表の確立と保管場所の確認3つ5日分の飲料水の確保 ■ 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー(両端が幅広になっている)が有効発電機、蓄電池の燃料等確認(作動確認) ■ 大二スコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保(ホワイトボード等活用)冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用
風金風暴風	可 (<u>不可</u>)	停電•断水	竜巻・飛来を想定 ● <u>鉄塔、電柱の倒壊等による停電</u> ✓ エレベータ使用不能 ✓ 空調関係不能(エアコン等)	 ■ 食事提供時間の変更(夕食は早めの時間に) ■ 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう) ■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理(詰まるため)

			 ✓ 倒木等による職員通勤不能 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ ナースコール、センサーマット、エアマット類不能 ✓ ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能 ✓ 風圧によるガラス、ドアの破損 ✓ 飛来物での損壊に注意 	 ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 3日分の献立表の確立と保管場所の確認 3~5日分の飲料水の確保 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要 暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー(両端が幅広になっている)が有効 発電機、蓄電池の燃料等確認(作動確認) ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、
大雪	可 (<u>不可</u>)	停電•断水	************************************	情報共有の手段を確保(ホワイトボード等活用) 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用 食事提供時間の変更(夕食は早めの時間に) 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう) 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 トイレは、紙と排泄物とを分けて処理(詰まるため) 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 職員車・公用車の燃料満ン(エアコン、移動、電源確保) 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 3日分の献立表の確立と保管場所の確認 3〜5日分の飲料水の確保 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要 発電機、蓄電池の燃料等確認(作動確認)

		不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチーム コンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能 ✓ エアコン室外機に雪がかぶり通電して	源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、 情報共有の手段を確保(ホワイトボード等活用) ■ 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブ を使用 ■ エアコン室外機にかぶる雪の除雪が必要
		いたとしてもエアコン不能	■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理(詰まるため) ■ 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応
地震 (噴火)	停電・断水・ 可 ガス	 対 関係関すと、	 ■ 関係がミキリー及、さどの及べの事前の対応 職員車・公用車の燃料満タン(エアコン、移動、電源確保) 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 3日分の献立表の確立と保管場所の確認 3~5日分の飲料水の確認と確保 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要 発電機、蓄電池の燃料等確認(作動確認) ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保(ホワイトボード等活用) 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用

- ★ 籠城型避難所運営に備え、<u>感染症</u>等の感染・拡大を念頭におき、パテーション化を含め、隔離できる体制も視野にだけはおく。
- ★ ゾーニング化による職員の配置は、人的に余裕がないなか現実的には難しい。よって、<u>家族等への応援要請</u>を含め、保健所等含めた情報提供が求められる(強いられる、と言った方が正確か…)。
 - ※ 気象庁(福岡管区気象台)は7/3(金)夕方の段階では、翌4日(土)午後6時までの24時間で、熊本県球磨地方に200 mmの降雨量を

予報。実際には、その倍以上の 489・5 mmの豪雨が襲来。…予測不可